

漢代の古官箴 訳注篇（下）

佐藤達郎

【揚雄官箴（続）】

博士箴

洋洋三代、典礼是修^①、画（類聚作盡）為辟雍、国有学校、侯有泮宮^②、各有攸（類聚作攸）教、德用不陵、昔在文王、經營（古文苑作啓）其軌^③、勗于德音、而思皇多士、多士作楨、惟周以寧^④、国人興讓、虞芮質成^⑤、公劉挹行潦、洒濁亂斯清^⑥、官操（類聚作摻）其業、士執其經^⑦、昔聖人之綏俗、莫美于施化、故孔子觀夫人之學（古文苑作夫大学）、而知為王之易（古文苑作易易）^⑧、大舜南面無為、而衽席平^⑨、還師階級之（類聚無級二字）間、三苗以懷^⑩、秦作無道、斬決天紀、漫彼王迹、而坑夫術士、詩書是泯、家言是守、俎豆不陳、而顛其社稷^⑪、故仲尼不對問陳、而胡簋是遵^⑫、原伯非學、而閔子知周之不振^⑬、儒臣司典、敢告在賓。（芸文類聚四十六、古文苑・目録では一作崔瑗とす）*類聚は「洋洋三代」と「詩書是泯」以下を略。

①【洋洋三代、典礼是修】章注「史記礼書、洋洋美德乎、觀三代損益、緣情而制礼」。②【画為辟雍・侯有泮宮】章注「王制、学、天子曰辟雍、之易】章注「礼・鄉飲酒、孔子曰、吾觀於鄉而知王道之易易也。礼行於諸侯曰泮宮」。孟子滕文公上「夏曰校、殷曰序、周曰庠、学則三代共之」。

③【昔在文王、經營其軌】章注「詩（大雅靈台）、經始靈台」「經之營之、……」、於樂辟雍」。④【勗于德音・惟周以寧】章注「詩大雅（皇矣）、貊其德音、又（大雅文王）思皇多士、生此王国、維周之禎、濟濟多士、文王以寧」。皇矣「維此王季、帝度其心、貊其德音」の「王季」を三家詩では「文王」に作ったといい（詩三家義集疏）、揚雄も恐らくそれに拠ったであろう。⑤【国人興讓、虞芮質成】章注「詩（大雅緜）、虞芮質厥成、注、虞芮之君、相与争田、往質于西伯、入周境、見国人皆讓、遂以所争田為間田而退」。⑥【公劉・斯清】章注「篤公劉・泂酌、皆召康公戒成王之詩、其辭曰、泂酌彼行潦、挹彼注茲、可以濯溉」。大雅公劉・泂酌いすれも毛序では章注のように召康公が成王を戒めた詩とするが、三家詩では専ら公劉の徳を称えた詩としたらしく、陳喬樅はその一根拠として揚雄の本箴を挙げる（魯詩遺說攷・詩三家義集疏）。⑦【官操其業、士執其經】詩三家義集疏「挹揚箴『官操其業、士執其經』之語、是周之學制權輿於公劉、故并有行葦習射養老之典」。⑧【孔子觀・為王之易】章注「礼・鄉飲酒、孔子曰、吾觀於鄉而知王道之易易也。礼行於鄉庠、故云学」。⑨【大舜南面・衽席平】章注「舜恭己南面、不下席而

天下平」。錢校「平当作乎。此用大戴記主言篇語也。師与懷韻、章注於平字絕句、誤甚」。大戴禮・主言「是故明主之守也、必折衝乎千里之外、其征也、衽席之上而還師。(大戴禮記解詁)・王聘珍謂、衽、臥席也、此

言守則有戰之備、戰亦如守之安。」張震沢氏は錢校に従つて「衽席乎還師、階級之間」と句読し、鄭文氏は章注に従つて平で切る。仮に前者のよう切つても文意をなさず、また両テキストとも平に作る以上、平を乎に読み替える錢校には従いがたい。また平で切る場合、類聚に従い級之の二字を取つて四字句にした方がよさそうである。衽席平の意、依然明らかでなく、文字の誤脱があると思われるが、敢えてこのままで読むなら、章注の如く席にいながらに天下が平らかとなるの意よりも、ふしどが安泰となるの意に解すべきであろう。¹⁰【還師階間、三苗以懷】章注「虞書(偽大禹謨)、班師振旅、帝乃誕敷文德、舞干羽兩階、七旬有苗格」。(偽孔伝)・修闡文教、舞文舞于賓主階間、抑武事。」¹¹韓非子五蠹篇「當舜之時、有苗不服、禹將伐之、舜曰、不可、上德不厚而行武、非道也、乃修教三年、執干戚舞、有苗乃服」。¹²【秦作無道】顛其社稷】章注「始皇絕滅三代之礼学、坑儒焚書、存而不毀者、惟秦之凶籍」。

章注は家言を秦家の言と解するようで、張震沢氏もそれに従うが、無理がある。寧ろ焚書の後、流派ごとに口伝で經が伝えられることを指すのではないか。¹³【故仲尼】是遵】章注「一作道。論語、衛靈公問陳、対以俎豆之事、左伝哀十一年、衛孔文子之將攻太叔也、訪於仲尼、曰、胡簋之事則嘗學之矣、甲兵之事、未之聞也。注、胡簋、礼器名。」¹⁴【原伯】不振】章注「左伝昭十八年、周原伯魯不說学、閔子馬曰、周其乱乎。

大人患失而惑。又曰、可以無学。於是乎下陵上替、能無乱乎。注、原伯魯、周大夫」。

【訓讀】

洋洋たる三代、典礼を是れ修め、画して辟雍と為す、国に学校有り、侯に泮宮有り、各おの教うる攸有り、徳は用て陵れず、昔、文王に在りて、其の軌を經營し、徳音を勗んにす、而して思皇、多士ならしめ、多士、植を作す、惟れ周以て寧んじ、国人譲を興し、虞芮、成を質し、公劉、行潦を抱み、濁亂を洒ぎて斯れ清め、官は其の業を操り、士は其の經を執る、昔、聖人の俗を綏んずるや、化を施すより美わしきは莫し、故に孔子、夫の人の学を観、而して王を為すの易きを知る、大舜、南面して無為にして衽席平らぎ、師を階間に還せば、三苗以て懷く、秦、無道を作し、天紀を斬決し、彼の王迹を漫し、而して夫の術士を坑めにす、詩書是れ泯び、家言是れ守らる、俎豆陳ねず、而して其の社稷を顛す、故に仲尼、問陳に対えず、而して胡簋に是れ遵う、原伯、学を非とし、而して閔子、周の不振を知る、儒臣、典を司る、敢えて在賓に告ぐ。

【訳】

盛徳うるわしき三代の世、典礼を制定したとき、区域を設けて天子の辟雍を作り、国では学校が、諸侯では泮宮が、それぞれ教育を行い、かくして徳は廃れることはありませんでした。また昔、周の文王の時代には、測量して靈台の礎を築き、徳音を盛んにいたしました。そうして大いなる天があまたの賢人を周に生ぜしめ、これら賢人たちが幹となり、ここに周の国は安泰となつたのであります。周の国の人々は謙讓の徳を盛ん

にし、虞と芮の君主はそれに恥じて和平を結びました。また公劉は大雨の濁った流れを汲み、その徳化によって濁水を浄め、ここに官はそれぞれの業務を執り行い、士はそれぞれの経を学ぶようになりました。このように、昔、聖人が民間の風気を安らかにするには、「教育によって」感化を施すことが最善とされておりました。それゆえに孔子は人々が郷飲酒の礼を学ぶのを見て、王道の行われることの易きを知り、また舜は南面して天下に臨むや、無為にして「その徳化によって」人々のふしどは平安になり、軍を還して階段の間で文徳の舞いを舞えば、三苗はその徳を慕って服属いたしました。ところが秦は無道の政を敷き、天の綱紀を切り裂き、いにしえ以来の王道を乱し、儒術の士らを穴埋めに致しました。ここに詩・書は滅び、わずかに家ごとの口伝にて守られるのみとなりました。俎豆を並べての祭祀は行われず、ついには国を倒してしまったのであります。それゆえ、孔子は軍陣の問には答えず、胡簋を用いた祭祀のことを以て答えたのでした。原伯は学問を好まず、それを聞いた閔子は周の衰亡を知りました。わたくし、典籍を司る儒臣として、敢えて陛下に申し上げます。

国三老箴

負乘覆餗^①、姦寇侏張^②、（文選卷二十五劉琨答盧諶書注）

①【負乘覆餗】張氏注「負乘、謂小人居君之位。易解卦六三、負且乘。疏、乘者、君子之器也。負者、小人之事也。覆餗、謂不勝重任而敗事。易鼎卦九四、鼎折足、覆公餗。後漢書謝弼伝注、鼎以喻三公。餗、鼎实也。折足覆餗、言不勝其任」。鼎折足を三公の任に勝えざる象とする説

は、周易集解引く九家易にも見える。②【姦寇侏張】文選本箴引用箇所李善注「輶張、驚懼之貌也。」（本箴）：「輶与侏古字通」。張氏もこれに従い侏張を驚懼の意とするが、文意より「のさばる」の意にとるべきであるう。後漢書董皇后紀「汝今輶張、怙汝兄耶」。

【訓読】

負いて乗れば餗を覆えし、姦寇、侏張す……

【訛】

小人が君子の位に居れば、任に勝えずして事をそこない、悪者どもがのさばるであります……

太樂令箴

陶陶五帝（書鈔孔廣陶校本作淘淘五常）^①、設為六樂^②、笙磬既同、鍾鼓羽籥、周（書鈔孔本作用）序神人、協于（書鈔孔本作千）万国^③、（嚴可均注）北堂書鈔未刪改本五十五、案陳禹謨本無首二句。書鈔孔本案語…今案俞本脱、陳本無五常二句、用作周。嚴輯揚雄集、拋書鈔未改本引亦作周、千作于、淘作陶、五常作五帝、此与孫本不同、豈拋晚年所得竹菴本歟。）

國三老箴

①【陶陶五帝】陶陶は大鴻臚箴に既出。②【設為六樂】周禮地官大司徒「以六樂防万民之情而教之和」（鄭司農云、六樂謂雲門・咸池・大韶・大夏・大濩・靈渢）。③【用序神人、協于万邦】張氏は周の字に従つてか、周礼大司樂を引くが、ここは寧ろ書・堯典「協和万邦」及び（偽舜典）「八音克諧、無相奪倫、神人以和」を踏まえるであろう。即ち周でなく、引き続き五帝のことを述べていると考えられ、よって用の字に従う。

【訓読】陶陶たる五帝、六樂を設為し、笙磬既に同い、鍾鼓羽籥もて、

用て神人を序じ、万国を協う……

【訳】のびやかなる五帝の時代、六種の音楽が作られ、笙と磬の音色が調和すると、鍾・鼓・羽・籥によつて神と人とを秩序づけ、万国を協和し……

太官令箴

時惟膳夫^①、実司王饗、祁祁庶羞^②、口实是供、群物百品、八珍清觴^③、

以御賓客^④、以膳于王、（太平御覽二百三十九）

①【時惟膳夫】張氏注「周禮天官膳夫、膳夫上士二人、……又云、膳夫掌王之飲食膳羞、以養王及后世子。凡王之饋食用六穀、膳用六牲、飲用六清、羞用百二十品、珍用八物、……」。膳夫はその他、詩・小雅十月之交、大雅雲漢、左伝莊十九にも見える。②【祁祁庶羞】祁祁は少府箴に既出、衆多の意。③【八珍清觴】先引の周禮天官膳夫及び周禮天官食医「食医掌和王之六食六飲六膳百羞百醬八珍之肴」。④【以御賓客】詩・小雅・吉日「發彼小祀、殪此大兕、以御賓客、且以酌醴」。

【訓読】

時れ惟れ膳夫、實に王饗を司る、祁祁たる庶羞、口实を是れ供す、群物百品、八珍清觴、以て賓客に御し、以て王に膳す、

【現代語訳】

まことに王の食事を司るはこれ膳夫、あまた集える供物より、王の食べ物をお進め申し上げます。諸々の品々、珍しい食べ物や清らかな飲み物を賓客に進め、王の御膳にお供えし……

上林令箴

茫茫大（御覽作天）田^①、芃芃作穀^②、山有徑（古文苑作征、一作陘、御覽作陵）陸^③、野有林麓^④、夷原汚藪、禽獸攸伏、魚鼈（古文苑作鰐）以時、芻蕘咸殖、國以殷富、民以家給^⑤、昔在帝羿、共田徑游^⑥、弧矢是尚、而射夫封豬^⑦、不顧于愆、卒遇後憂、是以田獲三驅、不可過差^⑧、麋鹿攸伏、不如德至^⑨、衡臣司虞^⑩、敢告執指。（古文苑、太平御覽二百三十二）

*御覽は昔在以下を略

①【茫茫大田】詩・商頌玄鳥「宅殷土茫茫」（毛伝：「茫茫、大貌」）、左伝襄四・虞箴「茫茫禹跡（杜注：「茫茫、遠貌」）」、詩・小雅大田「大田多稼穀」（鄭箋：「大田、謂地肥美可墾耕、多為稼、可以授民者也」）。②【芃芃作穀】詩・邶風載馳「我行其野、芃芃其麥」。③【山有徑陸】錢校「征字誤、九卷本作徑、御覽又作陵」。張氏注「征字顯誤、當依古文苑一本作陘陸。陘謂山口、陸指高平地。陘與徑古通。……」④【野有林麓】周禮地官林衡「林衡、掌巡林麓之禁令而平其守」。⑤【茫茫】家給【章注】「言山澤之利、古之有国者、与民共之。孟子（梁惠王下）、文王之囿、方七十里、芻蕘雉兔者往焉」。⑥【共田徑游】章注「羿方奪民利、以山澤供一人之游田。共与供通。径謂往来驰逐於其間」。錢校「顧千里云、共当作失、径当作淫、即離騷之羿淫游以佚田也」。次の箇所にも楚辭を踏まえたとおぼしき表現が見えるので、顧千里的説に従つておく。⑦【射夫封豬】章注「即虞箴所述。封豬、大豕也」。羿が封豬を射たとの話について張氏は山海經郭璞注を擧げるが、より古くは楚辞天問篇に「帝降夷羿、馮珧利決、封豨是軼」、左伝昭二十八に「生伯封、寔有豕心、……」

謂之封豕、有窮后羿滅之」、淮南子本經訓に「堯乃使羿……禽封豨於桑林」と見える。但し後二者は悪しき封豕を羿が征伐したとの意で、本箴の文脈とは異なる。⑧【田獲三驅、不可過差】章注「易、田獲三品、又王用三驅。言田雖貴於有獲、不可廢三驅之礼、合圍而過取」。三驅は太僕箴にも既出。⑨【鹿鹿攸伏、不如德至】章注「靈台詩、言文王有靈德也、其詞曰、王在靈囿、鹿鹿攸伏」。⑩【衡臣司虞】張氏、鄭氏とも衡臣を水衡都尉のこととする。確かに上林令は水衡都尉に属するが、揚雄官箴の体例として末尾の某臣は、当該官の職掌を官名とからめつて抽象的に言い表していることが多い。百官公卿表の師古注に「衡、平也、主平其税入」とあり、山林藪沢の税を掌る官、といった程度の意味に解する方がよいであろう。

【訓讀】

茫茫たる大田、芃芃として穀を作す、山に徑陸有り、野に林麓有り、夷原汚藪、禽獸の伏す攸、魚鼈時を以てし、芻蕘咸な殖え、国は以て殷富たり、民は以て家ごとに給る、昔、帝羿に在りて、田に失して淫游し、弧矢を是れ尚び、而して夫の封豬を射、愆を顧りみず、卒に後憂に遇う、是を以て田獲に三驅し、過差す可からず、鹿鹿の伏す攸、徳の至れるに如かず、衡臣、虞を司る、敢えて執指に告ぐ。

【訳】

広大なる肥沃の土地に、豊かに穀が実り、山には峠や丘があり、野には林やすそ野が広がり、平らな土地や水沢の藪は、鳥獸の住む所、魚やすつぽんは季節に応じて得られ、まぐさや薪はみな育ち、かくして国は豊か

に、民は家々満ち足りました。ところが昔、羿のときには、狩りに明け暮れて遊び耽り、弓矢のことに心をよせて大豚を射、過ちを顧みずしてついには殺害の憂き目に遭ったのでございます。そのようなわけで、狩りをする時には前の囲みを解いて三方から追い立て、獲物を捕りすぎぬようになります。めじかおじかの住む所も、徳の至る所には及びません。わたくし、山沢を司る衡臣として、敢えて陛下に申し上げます。

【崔瑗官箴】

東觀箴

洋洋東觀、古之史官、三墳五典、靡義不貫、左書君行、右記其言^①、辛尹顧訪、文武明宣^②、倚相見宝、荊國以安^③、何以季代（古文苑作世）、咆哮不虔^④、在強奮矯、（古文苑有而）戮彼逢干^⑤、衛巫蠱謗（蠱当作監、古文苑作監）、國莫敢言^⑥、狐突見斥、淖齒見殘^⑦、焚文坑儒、贏反為漢、巫蠱之毒、殘者數万^⑧、吁嗟（古文苑作嗟嗟）後王、曷不斯鑿、是以明哲先識、折木而處^⑨、夏終殷擊、周聃（初學記嚴陸校作禪）晉黍、或笑或泣、抱籍遁走^⑩、三葉靖公、果喪厥緒、宗廟隨夷、遠之荆楚^⑪、麥秀之歌^⑫、億載不腐、史臣司芸、敢告侍後。（初學記十二、古文苑）

①【左書君行、右記其言】章注「礼（玉藻）云、動則左史書之、言則右史書之」。②【辛尹顧訪、文武明宣】章注「周語（晋語の誤り）、文王訪于辛尹、注、辛甲尹侁（当作佚）、皆周太史」。③【倚相見宝、荊國以安】章注「左伝（昭十二）、楚靈王謂子革曰、左史倚相、是良史也、子善視之、是能誦三墳五典八索九邱」。④【咆哮不虔】章注「蕩之詩曰、

女魚休于中國」。韓詩では魚休を咆哮に作つたらし（詩三家義集疏）。

⑤【戮彼逢干】章注「言桀紂暴虐日甚、殺諫臣龍逢・比干、不畏史官之筆」。⑥【衛巫監謗、國莫敢言】章注「周厲王使衛巫監謗者、以告則殺之、以鉗天下之口、國人莫言、道路以目」。⑦【狐突見斥、淖齒見殘】

章注「説苑（立節）、狐突曰、与其久生亂世也、不若死。戰國策（齊策）、淖齒數齊閔王之罪而殺之。言人主失道則忠良疎棄、賊臣必興」。⑧【巫蠱之毒、殘者數万】章注「江充伝、巫蠱獄、使者數万人」。⑨【抆木而処】章注「就所安也。左伝（哀十一）、鳥則抆木」。⑩【夏終（遁走）】章注「呂氏春秋（先識）、夏太史終古、見桀惑亂、載其図法奔商、商太史向撃、見紂迷亂、載其図法奔周、晉太史屠黍、見晉之亂、亦以其図法帰周。聃、老聃、嘗為周藏室史」。或笑或泣は、老子四十一章「下士聞道大笑之」を踏まえるか。⑪【三葉（荊楚）】章注「晉自幽公時益衰微、反朝韓魏趙之君、其後三世至靖公、三国尽分其地、晉絕不祀」。但し静公の遷された地は北方で（史記晋世家索隱）、「遠之荊楚」と合わない。

⑫【麥秀之歌】史記宋微子世家「箕子朝周、過故殷虛、感宮室毀壞、……乃作麥秀之詩以歌詠之……」。

【訓読】

洋洋たる東觀、古の史官なり、三墳五典、義として貫かざるは靡し、左は君が行を書し、右は其の言を記す、辛尹顧訪され、文武明らかに宣ぶ、倚相、宝とせられ、荊国以て安んず、何を以て季世、咆哮して虔まさる、強きに在りて奮矯し、彼の逢干を戮し、衛巫、謗を監し、國に敢えて言うもの莫し、狐突斥き、淖齒残い、文を焚き儒を坑めにし、贏の反りて

漢と為るや、巫蠱の毒、残せらる者数万、吁嗟後王よ、曷ぞ斯れに靈み
ざる、是を以て明哲先識、木を抆びて処り、夏終殷摯、周聃晉黍、或い
は笑い或いは泣き、籍を抱きて遁走す、三葉に靖公、果たして厥の緒を
喪い、宗廟隨いて夷れ、之を荊楚に遠ざけらる、麥秀の歌、億載腐らず、
史臣芸を司る、敢えて侍後に告ぐ。

【訳】

広大なる東觀は、いにしえの史官でございます。三墳、五典、どれとし
て義理に通じぬものではなく、左史は君主の行いを、右史は君主の言葉を
書き記すのがそのつとめでございました。周の大史の辛甲・尹佚は文王
の顧間に当たり、かくして文王・武王の道は明らかに広められました。
また楚の倚相は良史として尊ばれ、ゆえに楚の国は安泰となりました。
しかしながら、末の世にもなると君主は驕慢になり、身を謹むことがなく
なったのでありますようか。桀・紂は強大な王の位にあって偽った行い
にはげみ、龍逢・比干ら諫臣を殺戮いたしました。周の厲王は衛巫に命
じて政治批判を監視させ、ために國中あえて言を発する者はいなくなり
ました。晉の狐突は乱れた國を自ら退いて自殺し、齊の淖齒は閔王の無
道を責めてこれを殺害いたしました。始皇帝は焚書坑儒を行い、贏秦か
ら転じて漢になると、巫蠱の乱の時には殺された者数万に上りました。
ああ、後代の王はなぜこれら前代の蹉跌に鑑みないのでありますよう。
このような次第で、先見の明ある識者は安全な木を選んで住處とし、夏
の終古・殷の向撃・周の老子・晉の屠黍らは、或いは笑い、或いは泣き
つつ、図籍を抱いて國を逃げ去ったのであります。晉は衰亡の兆しての

ち三代、静公のときついに永らく続いた国を失い、宗廟もそれとともに廃れ、楚の国に遠ざけられてしまいました。箕子の嘆き歌った麦秀の歌は、億載の後まで不朽の鑑であります。わたくし、芸文を司る史臣として、敢えて陛下に申し上げます。

関都尉箴

茫茫九州^①、拠（古文苑作規）為閔津^②、唐堯積德、三代修仁^③、越季不

軌、爰失厥人、聖賢不用、頑嚚是親、漢瀆武闕、項破函谷、秦王子嬰、縊為禽僕^④、尉臣司閔、敢告並轂。（初學記七、古文苑）

①【茫茫九州】司空箴に既出。②【規為閔津】章注「規、度也、度地之形勢而設險」。③【三代修仁】章注「帝王以仁為固」。孟子離婁上「孟子曰、三代之得天下也以仁、其失天下也以不仁」（趙岐注・三代、夏商周）。

④【漢瀆～禽僕】章注「史記、漢元年十月、沛公破秦軍、入武闕、遂至霸上、子嬰係頸以組、降輶道旁。禽僕、猶奴虜也。十一月、項羽攻破函谷關、言閔之設險、不足恃也」。

【訓詁】

茫茫たる九州、規りて閔津を為す、唐堯德を積み、三代仁^①を修む、季に越びて軌ならず、爰に厥の人を失う、聖賢用いず、頑嚚に是れ親しむ、漢は武闕を瀆り、項は函谷を破る、秦王子嬰、縊して禽僕と為る、尉臣閥を司る、敢えて並轂に告ぐ。

【訳】

広やかなる天下九州に、地形を図って閔津を設け、「加えて」堯が徳を積んで以来、三代の世には仁^①を修め、「たがゆえに天下は安泰であり」ま

したが、末世に及ぶや正しい道をはずれ、用人を失して聖賢は用いられず、頑迷虚偽の臣を親任し、かくして漢高祖は武闕を破り、項羽は函谷關を破って閔中に攻め入り、秦王の子嬰は自ら綬を首に懸けて、禽虜奴僕の如くに降伏したのでござります。わたくし閔所を司る尉臣として、敢えて陛下に申し上げます。

河堤謁者^①箴

伊昔鴻泉、浩浩滔天^②、有夏作空、爰奠山川^③、導河積石、鑿于龍門、疏

為砥柱、率彼河濱、大陸既礎（古文苑作礎）、播于北野、濟潔咸順、沂

泗從流、江淮湯湯、而冀宅乃州^④、澹蕩濺濺^⑤、東帰于海、九野孔安、四

隩不殆、爰及周衰、夏績陵遲、導非其導、堙非其堙、八野墳塚、水高民

居、溢溢滂汨^⑥、屢決金堤、瓠子潺湲、宣房作歌^⑦、使臣司水、敢告執河。（古文苑）

①【河堤謁者】河堤謁者の官名は後漢になつて現れ、前漢では河堤使者と呼ばれたらしい（漢書溝洫志・王延世の事跡）。後漢では明帝永平年間、王景が汴渠の治水に功を立て、河堤謁者を挙げたことが知られる（後漢書循吏王景伝）。或いはこういった、後漢時代に著聞した事跡を本箴は踏まえるかも知れない。②【伊昔～滔天】章注「楚詞（天問）、鴻泉極深、何以寘之。書（堯典）、洪水方割、浩浩滔天」。③【有夏～山川】章注「書（舜典）、伯禹作司空、又（禹貢）、奠高山大川」。以下、不殆までが禹貢を踏まえることは言うまでもないので、一々の語釈は略す。④【冀宅乃州】章注「衆水各由其道、帝都始安」。⑤【澹蕩濺濺】章注「澹然順流、蓄害不作」は明らかに誤り。蓄は禹貢にもある川の名、

また澹も水經注によれば現在の湖南省を流れる川、三国期には誕水とも呼ばれたらしい（『水經注疏』卷三十七）が、位置の上から、山東を流

れる菑水とともに「東帰于海」とされるのは変。禹貢に見える別の川、例えば濱などが誤って澹に作られた可能性もある。⑥【八野ノ滂汨】章注「禹導河至鉅鹿之北、分為九河以殺水勢、又合為一大河、入于渤海」。至齊威公時、急於功利、填其八以広田居、於是水勢壅閼、高於民居、遂多潰決之患。齊威公（王）が八河を埋めたという章注が何に拠ったか不明だが、本文の八野填淤云々は或いは春秋緯に拠るかと思われる。禹貢「九河既道」疏：「鄭玄云、周時齊桓公塞之、同為一河、今河間弓高以東至平原鬲津、往々有其遺處。春秋緯宝乾図云、移河為界、在齊呂填闕八流以自広。鄭玄蓋拠此文、為齊桓公塞之也」。⑦【屢決ノ作歌】章

注「史記（河渠書）、孝文時、河潰金堤。武帝元光中、河決瓠子、天子自臨決河、作歌曰、河湯湯兮激潺湲、宣房塞兮万福來。卒塞瓠子、築宮其上、名曰宣房」。

【訓詁】

伊れ昔、鴻泉、浩浩として天に滔はびこり、有夏、空と作るや、爰に山川を奠め、河を積石に導き、龍門を鑿し、疏して砥柱を為し、彼の河滸に率い、大陸既に礙さまたぐれば、北野に播がり、済漯咸な順い、沂泗從い流れ、江淮湯湯たりて、冀は乃の州に宅す、澹菑濱瀼として、東のかた海に帰り、九野孔だ安んじ、四隩殆うからず、爰に周の衰つに及び、夏績陵遲し、導は其の導に非ず、堙は其の堙に非ず、八野填淤し、水は民居より高く、溢溢として滂汨し、屢ば金堤を決し、瓠子潺湲たり、宣房もて歌を作す、

使臣水を司る、敢えて執河に告ぐ。

【訳】

その昔、大いなる泉が広々と天にまで及んだころ、夏の開祖の禹は司空となり、山川を鎮め、黄河を積石山に導いて龍門を開削し、水を通して砥柱の山を形づくり、かの川岸に従って、大陸の地で流れが妨げられては北の平野に広がり、かくして濟水・漯水・沂水・泗水はみな川筋に従い、長江・淮水も滔々と流れ、帝都の冀州はその地を定めました。澹水・菑水はさらさらと、東して海へ流れ入り、九河の流れる九州の地は大いに安泰となり、四方のうちに災害の無いがなくなりました。ところが周も衰えるや、かつての夏の政績は頽廃し、導くべからざる川を導き、埋めるべからざる川を埋め、八河の流域では川がふさがり、ために水位は民居より高くなり、満ちあふれた水が盛んに流れ出しては、しばしば金堤を決壊させ、瓠子の地では激流がほとばしり、孝武帝はそのままを悼まれ、宣房を歌にお詠みになつたのでござります。わたくし水を司る使臣として、敢えて陛下に申し上げます。

郡太守箴

有贏驅除、焚典紀旧、蕩滅蕃畿、罷侯置守①、秦發閭左、陳涉奮威②、楚築乾谿、靈王不帰③、征遐由近、可不肅祇④、守臣司境、敢告執機。（芸文類聚卷六、古文苑・類聚は劉駒騮の作とする）*錢校が指摘するように、劉駒騮の郡太守箴は文選卷十四、顏延之・赭白馬賦注にも一部が引かれる。「大漢遵周、化洽九区」。

①【有贏ノ置守】章注「此下有闕文、贏秦非正統、特為王者之驅除、焚

典籍之旧、廢封建之法、分天下為三十六郡、郡各置守」。②【秦發】奮威】章注「二世發閻左之戍、陳勝等作亂」。③【楚築】不帰】章注「楚靈王、名圍、左伝（昭十二～十三）、楚子次于乾谿、將求鼎于周、公子比作亂、王縊于申亥氏」。左伝には乾谿は地名として出るのみだが、公羊傳ではより具体的に「靈王為無道、作乾谿之台」とし、こちらの方がより典故としてふさわしいであろう。④【征遐】肅祇】章注「言秦欲備胡、楚欲圖天下而禍發於近」。

【訓読】

有贏驅除し、典紀の旧を焚き、蕃畿を蕩滅し、侯を罷め守を置き、秦は閭左を発し、陳涉、威を奮う、楚は乾谿を築き、靈王帰らず、遐きを征するに近きに由る、肅祇せざる可けんや、守臣、境を司る、敢えて執機に告ぐ。

【訳】

……を贏姓の秦は驅逐し、典籍旧事を焼き払い、侯を廢して郡守を置き、……（中欠か）……秦は里門の左の貧民までをも徵發し、ために陳涉は威を振るって反乱の兵を挙げました。また楚は乾谿の台を築き、その結果、靈王は国外で死ぬはめになりました。遠方の征伐に氣を取られると、災禍は近くから発するものでござります。謹しまずにおれましようか。わたくし境界を司る守臣として、敢えて陛下に申し上げます。

北軍中候箴

赫赫將帥、典総虎臣^①、鷹揚旅武^②、闢然奮震、贊衣近侍、常伯之人^③、怒如熊力、角焉任均、操兵左右、百夫衛賓^④、昔在高祖、草創伊神^⑤、鴻

門之会、職多未陳^⑥、或有劍舞、賴有傾身^⑦、孔丘歷階、文武定申^⑧、以人士拜、齊無其臣^⑨、秦政東遊、大盜群輩、期門不設施巧、銳騎不在修員、故罔遠秉機、事有殷勤、殷勤在親、親無常人^⑩、忽情懈怠、禍慢及君、憲臣司武、敢告執軍。（古文苑）

①【典総虎臣】章注「謂虎賁之士」。②【鷹揚旅武】章注「詩（大雅大明）、時維鷹揚」。③【常伯之人】章注「周書立政、常伯常任準人綴衣虎

賁、注、常所長事、皆左右近臣」。④【百夫衛賓】百夫は詩・秦風・黃鳥「百夫之特」。⑤【草創伊神】神は神の如き化、といつた意であろう。呂氏春秋・具備「説与治不誠、其動人心不神（高注：動、感、神、化、

言不誠不能行其化也）」、孟子・尽心上「夫君子所過者化、所存者神、上下与天地同流、豈曰小補之哉（趙注：君子通於聖人、聖人如天、過此世能化之、存在此國、其化如神、故言與天地同流也）」。⑥【職多未陳】章注「未陳、謂騎士輩也。時從行僅百余騎」。⑦【或有】傾身】鴻門の会で項伯が剣の舞もて高祖を救った故事（史記項羽本紀）。⑧【文武定申】申は司の意か。説文通訓定声・申「又借為司。莊子大宗師、申徒狄、史記留侯世家、以良為韓申徒、申・司、双声」。⑨【孔丘】孔子が夾谷の会で斉の無礼を糾し、恐れた斉景公をして侵地を返さしめた故事（史記孔子世家）。章注「以人士拜、謂齊有人士之衆而屈伏於魯、由齊之無臣也」は従い難い。⑩【期門】常人】章注「期門・銳騎、皆軍名。殷勤、謂上所厚之人也。箴言失其心則武衛之士雖備而無用、得其心則人

【訓読】

人皆知親君而衛上」。

赫赫たる将帥、虎臣を典總す、鷹揚たる旅武、闔然として奮震す、贊衣近侍、常伯の人、怒れること熊力の如く、焉を角べて任は均し、兵を左右に操り、百夫、賓を衛る、昔、高祖に在りて、伊の神を草創するに、鴻門の会、職は多く未だ陳ねず、或いは劍舞せる有れば、頼いに身を傾くる有り、孔丘、階を歴、文武申を定め、人士を以て挙するも、齊に其の臣無し、秦政東遊し、大盜群輩す、期門は施巧を設けず、銳騎は員を修むるには在らず、故に遠きを図りて機を秉るに、事は殷勤に有り、殷勤は親に在り、親に常人無し、情を忽せにし懈怠せば、禍慢は君に及ばん、憲臣、武を司る、敢えて執軍に告ぐ。

【訳】

威風赫々たる将帥は、武事を掌る虎賁の臣を総領し、鷹の飛ぶ如くに勇壯な軍隊は、怒りに奮い立ち、衣服を掌る綴衣の臣、左右近侍の臣、民に牧たる常伯の臣ら、怒れば熊力の如く、力を競い合いつつ等しく重任に当たり、王の左右で武器を執り、一人当百の勇士が賓客をお守り申し上げます。昔、高祖の御代、かの神妙なる風化を敷かれたその始め、鴻門の会の時には近衛の職が未だ十分整わず、劍の舞もて高祖のお命を狙う者がいれば、また身を以てそれを禦ぐ者がいたお陰で、難を逃れたのでござります。孔子は斉公との会見の折り、壇の階段を登るに際して文武の官司をそろえ、立派な人士として斉公に拝謁いたしましたが、斉にはそれに匹敵する臣がおらず、魯に恥じることとなりました。秦王政が東に旅行した折りには、大盜らが群をなして起こりました。期門は手の込んだ細工を施すことが大事なのではありません。銳騎は人員を満たせ

ばよいではありません。ゆえに遠方を経略して国家の機事を執り行う際には、懃懃に事を運ぶのが大事でございます。そして懃懃に事を運ぶ要は、親密に接することにございます。親密に接すべき人は常に決まつてあるわけではございません。ですから人情を軽んじて怠慢を犯せば、その怠慢は災いとして君主に及ぶであります。わたくし武事を司る憲臣として、敢えて陛下に申し上げます。

司隸校尉箴

煌煌古制、分画五服^①、翼翼封畿、四方之極^②、牧監匡設、是謂王国^③、大漢通変、崇弘簡易、呑舟之網、以濟難阨^④、自時厥後、或慢或遲、繡衣四出^⑤、禍起宮闈、江充作乱、辱于戾園、率隸掘蟲、以詰其姦^⑥、既定既寧、爰遂其官、俾督京甸、時惟鷹鶻^⑦、必正必式、國之司直、乃回乃邪、實為讒慝、毀于貞賢、悔其何及、昔唐虞晏晏、庶績以熙、贏氏慘慘、怨毒用滋、是故履上位者、無云我貴、苟任激訐、平陽玄默、以式百辟、画一之歌、豈猶遐逖^⑧、使臣司隸、敢告執役。(古文苑)

①【分画五服】章注「書(益稷)、弼成五服」。②【翼翼(之極】章注「詩(商頌殷武)、商邑翼翼、四方之極」。③【牧監(王国】章注「周禮(天官大宰)、施典于邦国而建其牧、立其監」。④【大漢(難阨】章注「漢初法禁疎闊、所以濟時之艱危、未置督察之官」。通變は易・繫辭上「通變之謂事」、呑舟之網は史記酷吏列伝序「網漏於呑舟之魚」。⑤【繡衣四出】繡衣御史は武帝時代、反乱鎮压のために新設された臨時の職、軍法による専殺権を与えられた(大庭脩「前漢の將軍」、同氏『秦漢法

制史の研究』創文社、一九八二年、所収)。⑥【禍起(其姦】武帝末年

の戾太子事件（漢書戾太子據伝）。⑦【既定～鷹鵠】章注「言巫蠱事既定、司隸之官遂不廢、俾察姦盜。左伝（文十八）、見無礼於君者誅之、如鷹鵠之逐鳥雀也」。⑧【平陽～遐逖】章注「丞相平陽侯曹參、以玄默清淨為治、民作画一之歌（史記曹相國世家）、拒今猶未遠、宜取以為法」。

【訓読】

煌煌たる古制、五服を分画す、翼翼たる封畿、四方の極なり、牧監匡設し、是れを王国と謂う、太漢通変し、簡易を崇弘す、呑舟の網もて、以て難阨を済う、時自り厥の後、或いは慢、或いは遲、繡衣四出し、禍は宮闈より起く、江充乱を作し、戾園を辱す、隸を率いて蟲を掘り、以て其の姦を詰す、既に定まり既に寧んじ、爰に其の官を遂げ、京甸を督せしむ、時れ惟れ鷹鵠、必ず正し必ず式る、国の司直にして乃ち回、乃ち邪なれば、實に譴惡を為し、貞賢を毀たん、悔ゆるとも其れ何ぞ及ばんや、昔、唐虞晏晏として、庶績以て熙々^{かがや}、贏氏慘慘として、怨毒用て滋し、是の故に上位を履む者、我れ貴しと云い、苟めに激評に任ずる無し、平陽玄黙し、以て百辟に式たり、画一の歌、豈に猶お遐逖ならんや、使臣、隸を司る、敢えて執役に告ぐ。

【訳】

輝かしき古えの制度では、天下五服の域を分かち、礼容盛んな京畿の地は四方の中心にして、一州の牧、一国の監を設け、これを王国といたしました。わが大いなる漢は変化の局面にて事態を通達せしめ、簡易の治をたつとび、呑舟の疎網のごとき緩やかな法を以て難局を救済いたしました。しかしその後、事は或いは疎かにされ、或いはすたれ、繡衣御史

が四方に出て亂の平定に当たる間に、災禍は宮門のうちより起こり、江充が乱をなして戾太子様を辱めることになりました。江充は司隸校尉として徒隸を率い巫蠱の妖具を掘り出し、太子様の悪を糾問したのでござります。事件が既に終息した後も、その官はそのまま置かれ、以て都を督察させました。これまさに鷹鵠の如き勇猛の職でありますゆえに、必ずや正しきに拠り、法に則らねばなりません。国の司直でありますながら不正邪悪であれば、きっと譴言悪事を行い、貞忠なる賢士を陥れるでありますよう。後に悔いても、もはや間に合うはずがありましょうか。昔、唐虞の時代には安らかな政治が行われ、それによつて輝かしき政績が挙がりました。秦は酷薄の政を行い、ために怨恨害毒はいよいよ募りました。ですから人の上に立つ者は、自らの高い位に驕つて苛酷な摘発を行ふ臣を任用してはなりません。平陽侯曹參などのは玄默無為の治を行い、諸政の模範となりました。彼と蕭何どのを讃えた画一の歌は、どうして遠い昔の事と片づけられましょうか。わたくし徒隸を司る使臣として、敢えて陛下に申し上げます。

中墨校尉①箴

堂堂黃帝、設為墨壁、（後漢書光武紀上注）

①【中墨校尉】中墨校尉は武帝時代に置かれた八校尉の一つ（漢書百官公卿表）、劉向親子がこの官にあつたことで知られる。後漢時代には省かれた（統漢書百官志）。以上より揚雄官箴である可能性もある。

【訓読】

堂堂たる黄帝、設けて墨壁を為す、

【訳】

雄大なる黄帝は、墨壁を設け、……

〔胡広官箴〕

侍中箴

皇矣聖上^①、神居天處、勤求俊良、是弼是輔、匪懈于（初学記作於）位、庶工以序、昔在周文、創德西隣、勗（古文苑作冒）聞上帝、賴茲四臣^②、辛尹是訪、八虞是詢^③、濟洛多士^④、乂用有勲^⑤、文公欽若、越興周道、亦惟先正、克慎左右、常伯常任、寔（初学記作寔）為政首^⑥、降及厲王、不祇不恪、曖彼宗（古文苑作榮）夷、用肆其虐、惟敗天命、寇戎（古文苑作賊）並作、圮墜宗緒、寢廟靡託^⑦、無曰我賢、不選至親、無曰我仁（古文苑作任）、妄用嬖人、籍闕飾顏、穢我神武^⑧、鄧通擅鑄、不終厥後^⑨、中書窃命、石弘作禍^⑩、高安斷袂、哀用無主^⑪、侍中（錢校：九卷本作臣）司中、敢告執矩。（初学記十二、古文苑）

〔訓読〕

①【皇矣聖上】言うまでもなく詩・大雅・皇矣「皇矣上帝」を踏まえるが、後出の「神武」の語から、同時に漢書叙伝「皇矣漢祖……聰明神武」が意識されていると思われる。②【昔在（四臣）】章注「文王興于岐周、故曰西隣。君奭曰、迪見冒聞於帝、惟茲四人。正義、詩称、文王有疏附先後奔走禦侮之臣」。③【辛尹（是詢）】章注「周語（当作晋語）・東觀箴に既出）、文王訪于辛尹、詢于八虞、辛甲・尹佚、皆周太史、八虞、即論語（微子）所稱八士」。八虞については国語・晋語四「詢于八虞」の韋注も同様。④【濟濟多士】詩・大雅・文王。⑤【乂用有勲】章注「洪

範、乂用三德」。⑥【文公（政首）】章注「周公旦、諡曰文敬、順文王之道、先正謂周公也、作立政之書以戒成王、首以王左右常伯常任為告」。⑦【降及（靡託）】章注「史記、厲王好利、任崇夷公、專利暴虐、国人畔之、出奔於彘」。⑧【籍闕（神武）】章注「史記佞幸伝、籍孺閼孺、以佞高祖・惠帝」。神武は易・繫辭上「古之聰明叡知、神武而不殺者夫」及び先揭の漢書叙伝。⑨【鄧通（厥後）】章注「鄧通幸於孝文、賜之蜀嚴道銅山、得自鑄錢。通、後餓死」。⑩【中書（作禍）】章注「漢書佞幸伝、石顯宏恭、皆少坐腐刑、宣帝時任中書官。作禍、言譖殺蕭望之・周堪等」。⑪【高安（無主）】章注「董賢幸於哀帝、嘗与上同寢、偏藉上襄、賢未寢、上斷襄而起、後封高安侯。無主、猶不祀。襄、音袖」。

て主無し、侍臣、中を司る、敢えて執矩に告ぐ。

【訳】

大いなる主上は、神の天に在すが如くに天下を知ろしめし、そこで努めて俊良の者を求めて輔弼の任に当たらせ、彼らがその位に安逸して任を怠らなければ、諸政はそれによつて修まるであります。昔、周の文王のとき、西隣の地で徳業を開き、下民の情を明らかにして上帝に申し上げるに当たつては、かの四臣に頼り、辛甲尹佚に問い合わせ、八虞に諮詢し、また盛んなる多くの人士の集う中から、勳功ある者を政治に登用いたしました。周公も文王の道に従い、ここに周王朝の政道を興し、文王と並んで先代の規範となり、よく左右側近の用人を謹み、常伯常任の臣は政治の長としてその任に当たつたのであります。ところが世も降り厲王の時代には、用人を謹まず、荣夷公に事を専任し、そうして威虐をほしいままにし、王朝に降った天命をそこない、ために内外の賊は並び起ち、国初以来の宗統は断たれ、宗廟の祭祀は託する所を失いました。自らの賢しさに驕つて、側近の至親の官を選ばずにしてはなりません。自らの任命をほいままにして、みだりに佞人を用いてはなりません。籍孺・閔孺は顔を飾つて高祖・惠帝の寵愛を得、わが王朝の神明武威を汚しました。鄧通は銅錢開鑄の権を与えられ、終わりをよくいたしませんでした。中書の官は王命を盗み、かくして石顯・弘恭は災禍を引き起こしました。高安侯董賢は哀帝をして袖を断たしめるほどの寵愛を得、その結果、哀帝の崩御した後、宗廟の祭りを行う者はいなくなりました。わたくし宮中を司る侍臣として、敢えて陛下に申し上げます。

辺都尉箴

巍巍上聖、光被八垠（御覽作堤）^①、矧惟内外（御覽作面）、罔不來賓、季末陵遲、王沢壅隔、戎狄作難、鬼方騷逖^②、桓桓猛將^③、是攘是闢、殷宗周宣、用顯其績、大漢龍興、念存治平、蕩蕩率土^④、來同門并^⑤、守撫其民、尉典其戎、伍才並用、文武程功、（太平御覽二百四十二）
①【光被八垠】光被は書・堯典「光被四表」。②【鬼方騷逖】易・既濟䷾、莫非王臣」。⑤【來同門并】來同は詩・魯頌・閔宮「率土之濱、莫非王臣」。
〔九三〕高宗征鬼方、三年克之、小人勿用。③【桓桓猛將】桓桓は詩・周頌・桓「桓桓武王」。④【蕩蕩率土】率土は詩・小雅・北山「率土之濱、莫非王臣」。
〔來同門并〕來同は詩・魯頌・閔宮「淮夷來同」。並は屏に同じであろう。

【訓読】

巍巍たる上聖、八垠を光被す、矧んや惟れ内外、來賓せざる固きをや、季末陵遲し、王沢壅隔す、戎狄難を作し、鬼方騷逖す、桓桓たる猛將、是れ攘い是れ闢け、殷宗周宣、用て其の績を顯らかにす、大漢龍興し、治平を念存し、蕩蕩たる率土、門并に來同す、守は其の民を撫し、尉は其の戎を典る、伍才並び用い、文武功を程す、

【訳】

高らかなる上聖は、その徳、八方の地の果てにあまねく及び、いわんや内外挙つて賓客として来貢する上は「その恩徳の偉大さは言うに及ばないでしよう」。しかし末世には政道も崩れ廃れ、王の恩澤は滞つて四方に届かず、戎狄は乱を起こし、鬼方は騷擾したのでありました。ここに武勇優れた猛将が征伐を行い、かくして殷の高宗、周の宣王は、輝かし

き政績を挙げたのでございます。大いなる漢は龍のごとく興ると、平和な統治を心がけ、広大なる領土のうちには遍く朝廷に来り、会同いたしました。太守は民を安撫し、都尉は軍事を掌り、才を等しくする者らが並びに用いられ、文と武とはともに功績をいたし、……

陵令箴

昔在黃葉、葬野衣薪、礼非極哀、不樹不封、瓦棺墻周、聚夏攸謂^①、壤不毀膚、殉不害生、是謂皇極^②、百王此經、故厚不可始皇、薄不可王、乃眷西顧^③、爰矩孝文^④、陵臣司墓、敢告守人。（太平御覽二百一十九）

①【聚夏攸謂】不明。強引だが、聚夏を子夏とすれば、子夏伝える礼記に説く葬礼の意と取れ、一応文意は通る。②【是謂皇極】皇極は書・洪範「建用皇極（偽孔伝）：皇、大、極、中也、凡立事、當用大中之道」。

③【乃眷西顧】詩・大雅・皇矣「乃眷西顧、此維与宅」。④【爰矩孝文】文帝の薄葬の遺詔（史記孝文本紀）を指す。

【訓読】

昔、黃葉に在りて、野に葬り薪を衣、礼は哀を極むるに非ず、樹せず封せず、瓦棺、周を堅^ぬるのみ、聚夏の謂う攸、壤は膚を毀たず、殉は生を害せず、是れを皇極と謂う、百王に此れ経たり、故に厚きは始皇たる可からず、薄きは王たる可からず、乃ち眷として西顧し、爰に孝文を矩とせん、陵臣、墓を司る、敢えて守人に告ぐ。

【訳】

昔、黄帝の世には、野に葬り、薪を衣とし、葬礼では哀を極めることなく、墓上には木を植えず土盛りをせず、瓦の棺に、周囲を土塗るだけで

ありました。子夏の伝える所、土は肌を直に傷めることなく、また費用は生者を害するほどにはかけず、これを大いなる中庸と申し、百代の後の王に至るまでの模範であります。ゆえに始皇帝の如くに厚葬を極めてもなりませんし、薄葬を極めては王としてふさわしくありません。そこで西のかた周文王の徳を慕い、孝文皇帝を模範とするのがよろしいでしょう。わたくし墓を司る陵臣として、敢えて陛下に申し上げます。

本稿は、平成15年度科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。